

## 石油コンビナート災害対応への先進技術活用検討会設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、IoT技術、AI技術等を活用した石油コンビナート災害対応支援（以下「災害対応支援」という。）について検討を行うため、災害対応支援に関する検討会（以下「検討会」という。）の設置、運営及び構成員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第2条 検討会は、次に掲げる者の内から消防庁特殊災害室長が委嘱した者をもって組織する。

(1) 消防職員

(2) 消防防災関係者

(3) 学識経験者

2 検討会に座長を置く。座長は検討会委員（以下「委員」という。）の互選によって選出する。

3 委員が不在の場合は、その委員の代理者の出席を認める。

4 検討会は、審議の必要に応じて、座長の指示に基づき、外部の有識者等を招聘することができる。

5 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

## (所掌事項)

第3条 検討会は、次の事項について所掌する。

(1) 消防機関、石油コンビナート自衛防災組織の石油コンビナート防災体制に係る課題抽出

(2) (1)に係る先進技術を活用したソリューションの検証

(3) その他石油コンビナート防災に係る事項

## (検討会)

第4条 座長は、検討会を主宰する。また、座長が不在の場合は、座長の指名した者がその職務を代理する。

2 委員の過半数の出席がなければ、検討会を開くことができない。

3 検討会は、対面、リモート及び書面方式またはそれらの複合方式で行うものとする。

4 検討会は、原則公開・公表とする。なお、特段の理由がある場合には、委員会内で協議し、公開・公表方法を決定する。

## (庶務)

第4条 検討会の庶務は、消防庁特殊災害室が処理する。

## (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

## 附則

この要綱は、令和2年11月26日から施行する。